

調整給付金の対象にならない方

<モデルケース⑤>

令和6年度分
個人住民税(所得割)

定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

0円(非課税)

令和6年分推計所得税
(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

0円(非課税)

住民税(所得割)、所得税の両方が0円(非課税)の場合は調整給付金の対象外となります。